

2012年度（平成24年度）

京都市多文化施策懇話会 報告書

京都市多文化施策懇話会
2013年（平成25年）3月

目次

I	京都市への提言	1
1	多文化共生にかかわる人材育成とネットワークづくりの促進	2
2	外国籍市民等を対象とした情報提供の推進と、国籍や文化を超えて 学び合う場の充実	4
3	多文化共生の推進による地域交流、地域コミュニティの活性化	6
II	資料	9
1	2012年度（平成24年度）会議について	10
2	2011年度（平成23年度）提言を受けての京都市の取組	14
3	市政総合アンケート「京都市の国際化について」の実施	18
4	「京都市避難所運営マニュアル」について	24
5	「京都市地域コミュニティ外国人基礎調査」について	26
6	京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数	28
	京都市多文化施策懇話会 委員	30
	京都市多文化施策懇話会 設置要綱	31

I きょう と し 京都市への ていげん 提言

1 多文化共生にかかわる人材育成とネットワークづくりの促進

【提 言】

- 1-1: 多文化共生推進の担い手となる人材を育てるとともに、さまざまな関係者や関連団体間の活動をつなぐ橋渡し役となる人材の育成に取り組むこと
- 1-2: 多文化共生に取り組んでいる関係者や関連団体が、相互に連携するためのネットワークづくりを支援すること

【現状・課題】

- ・ 京都市内には、多文化共生の推進に取り組んでいるボランティア団体やNPO、個人が多数存在し、外国籍市民等（※）を対象とした生活相談や日本語教室、多言語での防災の取組、多文化交流の催しなど、さまざまな活動を行っている。また、大学生が中国帰国者とともに地域の催しに参加し、地域の活性化に貢献している例もあり、この活動では、大学、帰国者、地域住民の間を橋渡しする人が大きな役割を果たしている。

一方、外国籍市民等で出身国や宗教を同じくする者同士による、互助や日本社会への情報発信・交流を目的としたコミュニティも存在する。

地域における多文化共生の推進のためには、外国籍市民等と地域、市民活動団体、行政、大学等教育機関などさまざまな団体・機関とをつなぐ橋渡し役、コーディネーターとなる人材が必要である。

（公財）京都市国際交流協会や区役所等と連携しながら、多文化共生活動の研修や学習会の実施等により、多様な人材育成に取り組むことが大切である。

- ・ さらに、^{じょうじゆつ}上述の^{だんたい}さまざまな^{こじん}団体や^{たが}個人が^{ちしき}互いに^{けいけん}知識や^{じょうほう}経験、^{きょうゆう}情報を共有するネットワークづくりを^{そくしん}促進することが^{もと}求められる。例えば、^{たと}日本語^{にほん}教室^{ごきょうしつ}を実施^{じっし}している団体や、^{だんたい}多言語^{たげんご}での^{ぼうさい}防災の^{とりくみ}取組を^{おこな}行っている団体間で、^{だんたいかん}交流会^{こうりゅうかい}や^{けんきゅうかい}研究会^{かいさい}を開催し、^{たが}互いに^{かつどう}活動事例^{じれい}を紹介^{しょうかい}し合うことで、^あ情報交換^{じょうほうこうかん}や^{じんざいいくせい}人材育成^ばの場となる。

※ ^た多^{ぶん}文化^{かきょうせい}共生^{とりくみ}の取組は、^{がいこくせき}外国籍^{かた}の方だけでなく、^に日本国籍^{しゅとく}を取得^{かた}した方や、^に日本人^{こくさい}との国際結婚^{けっこん}で^う生まれた^{こども}子供など、^{がいこく}外国に^にルーツ^{かた}のある^{かか}日本国籍^{きょうとし}の方にも関わるものです。京都市では、^{がいこくせき}こういった^{がいこく}外国籍や^し外国に^しルーツ^{みん}のある^{がいこくせき}市民^しを^し「^{みんとう}外国籍市民等^{ひょうき}」と表記しています。

2 外国籍市民等を対象とした情報提供の推進と、国籍や文化を超えて 学び合う場の充実

【提 言】

2-1: 日本語学習の機会や防災に関する情報など、日本での生活に必要な情報を、
効果的にわかりやすく提供すること

2-2: 外国籍市民等に日本語や日本の生活習慣などを学んでもらうとともに、
すべての市民が、国籍や文化の違いを超えて、ともに学び合う場を充実させること

【現状・課題】

- 外国籍市民等が地域において安心して暮らすことができるためには、日本語学習や防災、公共サービス（医療、教育、福祉等）、自治会・町内会に関する情報など、日本での生活に役立つ情報をわかりやすく提供することが重要である。どのような情報が必要とされ、どのような提供手法が効果的かをよく把握して、やさしい日本語も含めた、多言語でわかりやすい情報提供に取り組むことが大切である。
- 東日本大震災以後、市民の防災意識が高まっている中、防災に関する情報提供の推進と、外国籍市民等に対する防災教育や意識啓発の推進が求められる。また、日本での生活に欠かせない日本語を学習する教室についても、場所や料金、学習する日本語のレベルや、就労、育児、通院、行政手続など必要となる場面に応じた日本語学習が可能か、さらに、託児サービスの有無なども含めて、きめ細かく情報提供することが大切である。

具体的には、行政、民間、NPOが協力して、日本語教室や防災に関する情報等をインターネットによって一元的に情報提供する、京都市国際交流協会や各区役所等が地域ごとにきめこまやかな情報提供を行う、といった工夫が必要である。

- ・ 来日して間もない外国籍市民等は、交通ルールやゴミの出し方、夜間の騒音に関するマナーなど、日本での生活習慣に関する知識が少なく、地域住民との間に誤解やトラブルが生じてしまうこともある。各地域において、日常の暮らしに身近なところで、日本の生活習慣を学んでもらう場があることが望ましい。

例えば、日本語教室は、日本語を学ぶだけでなく、日本の生活習慣やルールなどの基本的な情報を学ぶ場でもあるとともに、来日して間もない外国籍市民等が日々の生活について相談する場でもある。一方、日本語学習支援者にとっても、学習者から外国の言葉や文化を学んだり、学習者の目に日本の生活習慣やルールがどのように映るかを知ることで、日本の文化や社会を見つめ直し、改めて学んだりする機会にもなる。

国籍や言語、文化の異なる住民たちが、地域において「ともに学び合う」関係を築くことで、異文化について理解を深めるとともに、自らの文化や習慣を大切にし、守り育てることが重要である。

3 多文化共生の推進による地域交流，地域コミュニティの活性化

【提 言】

- 3-1：外国籍市民等と地域住民との交流の場を増やし，外国籍市民等の自治会・町内会への加入や地域行事への参加を促進する取組を行うこと
- 3-2：外国籍市民等に地域社会の担い手として活躍してもらうことで，地域コミュニティを活性化する取組を実施すること

【現状・課題】

- 外国籍市民等には，運動会やお祭り，防災訓練といった催しに参加し，地域の人々と交流の機会をもちたいと考えている人が少なくない。一方で，現在，自治会・町内会に加入する住民が減少するなど，地域住民相互のつながりが希薄になりつつある。多言語や「やさしい日本語」で，自治会・町内会の仕組みを伝え，加入を促進するチラシを作成し，地域の催しにより積極的に参加してもらうなどの取組が求められる。
- また，京都市内には，来日して間もない留学生が地域住民と交流を深め，日本の生活習慣や文化を学ぶ取組を行っている留学生寮や，地域の清掃や福祉ボランティア活動を行っている留学生コミュニティ，地域の催しに積極的に参加している外国人学校等が存在する。こうした多様な多文化交流の活動が，より広がるように支援することが望ましい。

- 外国籍市民等のなかには，緊急・災害時には地域住民の一員として支援活動に加わりたいという思いをもっている人もいる。こうした地域活動に意欲をもった外国籍市民等に，ボランティア活動など，さまざまな場面で活躍してもらうことが望ましい。

また、^{がいこくせき し みんとう}外国籍市民等がいることは、^{ち いきじゅうみん}地域住民にとっては、^{こと ぶん か ふ き かい}異なる文化に触れる機会
でもある。^{がいこくせき し みんとう しゅたいてき かくしゅぎょう じ さん か かつやく}外国籍市民等が主体的に各種行事に参加し、活躍することが、^{ち いき かつせい}地域の活性
化と魅力向上にもつながる。^{か み りょくこうじょう}例えば、^{たと}地域の催しで^{ち いき もよお}外国籍市民等が^{がいこくせき し みんとう}母国の文化を紹
介したり、^{かい}地域の^{ち いき}外国語教室の^{がいこく ごきょうしつ}講師になったり、^{こうし}日本語の^{に ほん ご つう}通じない^{がいこくせき}外国籍の方の^{かた つうやく}通訳
をしたり、^{さん か かつやく し かた かんが}といった参加や活躍の仕方が考えられる。

^{ていげん かか た ぶん か きょうせいすいしん はしわた やく いくせい こくせき ぶん か こと じゅうみん}提言1に掲げた多文化共生推進の「橋渡し役」の育成や、国籍や文化の異なる住民
や^{かくしゅかんけいだんたいかん}各種関係団体間のネットワークづくりと、^{ていげん かか た ぶん か まな あ}提言2に掲げた多文化を「ともに学び合う」
^{ば こうちく た ぶん か きょうせい}場の構築が、^{ち いきかつせい か}多文化共生による地域活性化にもつながるといえる。

Ⅱ し りょう 資 料

1 2012年度（平成24年度）会議について

2012年度（平成24年度）には、「地域に根付いた多文化共生のまちづくり」をテーマに4回の会議を開催しました。会議ごとに担当委員がこれまで関わってきた多文化共生についての取組などを報告し、議論しました。

第1回会議

日時：2012年（平成24年）6月19日（火）

場所：京都市国際交流会館

議題：「平成24年度の京都市多文化施策懇話会の進め方について」

「外国籍市民等と地域交流 ～地域活動～」

報告：「向島ニュータウン駅前地域のこれまでの取組について」（担当：福井義定委員）

第2回会議

日時：2012年（平成24年）9月25日（火）

場所：消費生活総合センター

議題：「外国籍市民等と地域交流 ～防災の取組～」

「京都市の国際化に関する市民意識調査について」

報告：「地域における多文化防災の取組について」（担当：多文化共生マネージャー 全国協議会事務局 時光氏）

第3回会議

日時：2012年（平成24年）11月26日（月）

場所：京都YWCA

議題：「外国籍市民等と地域交流 ～日本語教室の取組～」

ほう こく きょう と にほんご がくしゅう し えん たんとう きょう と いのうえより こ し
報 告：「京都YWCA日本語学習支援について」(担当：京都YWCA 井上依子氏)

にほんご にほんご ゆう し かい たんとう
「『やさしい日本語』と『やさしい日本語』有志の会」(担当：「やさしい
にほんご ゆう し かいだいいひょう はなおかまさよし し
日本語」有志の会代表 花岡正義氏)

だい かいかい ぎ
第4回会議

にち じ ねん へいせい ねん がつ か もく
日 時：2013年(平成25年)1月24日(木)

ば しょ きょう と し こくさいこうりゅうかいかん
場 所：京都市国際交流会館

ぎ だい がいこくせき し みんとう ち いきこうりゅう りゅうがくせい
議 題：「外国籍市民等と地域交流 ～留学生～」

ねん ど へいせい ねん ど ていげん
「2012年度(平成24年度)提言について」

ほう こく こくさいじょ し りゅうがくせい たんとう かわた よう こ い いん
報 告：「国際女子留学生センターについて」(担当：河田洋子委員)

きょう と せんきょうきょうかい たんとう かななお こ い いん
「京都宣教教会について」(担当：姜直子委員)

かい ぎ おも い けん ていげん はんえい のぞ
会議での主な意見（提言に反映されたものを除く）

- 1 こと ば ぶん か ちが こうれい か おや こ かんけい しょうがい ひと かか あ
言葉や文化は違っても、高齢化、親子関係、障害のある人との関わり合いなど、
じっせいかつ かん かか か だい きょうつう
実生活で感じることを抱えている課題は共通している。
- 2 こうれい か すす ちゅうごく き こくしゃいっせい たい き こくしゃ おお ち いき ち いきほうかつ し えん
高齢化が進む中国帰国者一世に対し、帰国者の多い地域の地域包括支援センター
びょういん ちゅうごく ごつうやく はい ち とう ふくし し さく じゅうじつ のぞ
や病院に中国語通訳を配置する等の福祉施策を充実させることが望ましい。
- 3 ち いき た ぶん か きょうせい はな あ ば く た ぶん か し さくこん
地域レベルで多文化共生について話し合う場、たとえば区ごとの多文化施策懇
わ かい かい ぎ よ
話会のような会議があると良い。
- 4 りゅうがくせい きょう と ゆう ち かいがい きょう と み りょく はっしん そつぎょう ご しゅうしょく し えん
留学生を京都に誘致する、海外に京都の魅力を発信し、卒業後の就職支援まで
おこな にゅうがくまえ ざいがくちゅう そつぎょう ご りゅうがくせい し えん きょうせい だいがく けいざいかい みんかん
行うなど、入学前、在学中、卒業後の留学生支援に行政と大学、経済界、民間、
とう きょうりょく と く たいせつ
NPO等が協力して取り組むことが大切だ。

こん わ かい はっこう
懇話会ニュースレターの発行

かい ぎ ないよう ひろ し ぶん かた し
会議の内容を広く市民の方に知っていただくため、ニュースレター No. 7～9 を
はっこう かくく やくしやう せつ ち はい ふ へんしゅう はっこう きやう と し た ぶん か し ざくこん わ かい
発行し、各区役所等に設置・配布しました（編集／発行：京都市多文化施策懇話会
じ む きやう きやう と し そうごう き かくきやうこくさい か すいしんしつ
事務局（京都市総合企画局国際化推進室））。

おも ないよう ねん へいせい ねん がつ にちはっこう
○ニュースレター No. 7 の主な内容：2012年（平成24年）9月30日発行

だい き いん しょうかい だい かい かい ぎ ないようしょうかい ほうこく ふし み く つかいじま ち いき とりくみ
第2期委員の紹介、第1回会議の内容紹介（報告：伏見区向島地域での取組につ
いて、京都文教大学の取組について）

おも ないよう ねん へいせい ねん がつ にちはっこう
○ニュースレター No. 8 の主な内容：2013年（平成25年）1月31日発行

だい かい かい ぎ ないようしょうかい ほうこく ち いき た ぶん か ぼうさい とりくみ きやう と し そうごうぼうさい くん
第2回会議の内容紹介（報告：地域における多文化防災の取組）、京都市総合防災訓
れん きやう と し こくさいこうりゅうかい かん ひ なんじょしゅうはくくんれん きやう と し ひ なんじょ
練について、京都市国際交流会館「避難所宿泊訓練」について、京都市の避難所
うんえい ぼうさい
運営マニュアル、防災パンフレット、ポケットマニュアルについて

おも ないよう ねん へいせい ねん がつまつはっこう よてい
○ニュースレター No. 9 の主な内容：2013年（平成25年）3月末発行予定

だい かい かい ぎ ないようしょうかい ほうこく きやう と に ほん ご がくしゅう し えん
第3回会議の内容紹介（報告：京都YWCA日本語学習支援について、「『やさし
い日本語』有志の会」の取組について）、「京都にほんご Rings」について、「やさ
しい日本語」による災害時の情報提供

※ ニュースレターをごきぼう かつ か き といあわ
を御希望の方は、下記までお問合せください。ホームページ
からもご覧になれます。

きやう と し そうごう き かくきやうこくさい か すいしんしつ
京都市総合企画局国際化推進室

TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000087864.html>

2 2011年度（平成23年度）提言を受けての京都市の取組

昨年度（2011年度（平成23年度））の本懇話会からの提言を受けて、京都市では下記のとおり新たな事業への着手や既存事業の拡大など、さまざまな取組が進められています。

【提言1】地域での多文化交流の推進について

- 1-1: 外国籍や外国にルーツのある市民（以下、外国籍市民等とする）が地域社会の担い手として活躍することができるよう、地域に根ざした多文化交流を促進する取組を進めること。
- 1-2: 多文化共生の活動に取り組んでいる様々な団体・グループや外国籍市民等のコミュニティが、地域との交流を深め、より多くの参加者を得て、活動のすそ野を広げることができることを促す取組を進めること。

【2012年度（平成24年度）の取組】

1 国際交流ボランティア推進の取組

京都市における国際交流ボランティア活動を推進するとともに、外国籍市民等にも地域住民の一員として様々な地域活動において活躍してもらうため、外国籍市民等に京都市内の福祉施設等においてボランティア活動を体験してもらう「ボランティア活動で出会う京都～1 day volunteer in KYOTO～」を実施した。

2 「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」の取組の拡大

2010年度（平成22年度）から、京都市内に在住する外国籍市民等に、各種団体や地域、学校の催しなどにおいて講演や文化紹介等を行ってもらう事業を実施している。

2012年度（平成24年度）には、講演や文化紹介等を行う登録者を拡充するとともに、個人だけでなく外国籍市民等を中心とする団体にも本事業に登録してもらい、以下のような催しにおいて本事業が活用された。

- ・「上京区民ふれあいまつり」への出演（京都インターナショナルスクールの児童）
- ・市内の幼稚園と外国人学校との交流事業（関西フランス学院保護者会A P E K）
- ・京都市消防局に対する職員研修として、フィンランド出身の方による講演会「外国籍市民が抱える災害時の課題と対処法」を実施

3 「京都地域外国人コミュニティ基礎調査」の実施

京都市国際交流協会が中心となり、京都府・滋賀県内の外国籍市民等への支援やサービスを行う団体のネットワークである「きょうと外国人支援ネットワーク」等との協働事業として、京都地域の外国籍や外国にルーツのある市民のコミュニティについて調査を実施。

2011年度（平成23年度）から調査を開始し、2012年度（平成24年度）は、インタビュー調査の内容をまとめた冊子を作成した（P26に概要を掲載）。

【提 言 2】外国籍市民等へ向けた情報提供の取組の推進について

2-1: 東日本大震災を受けて、多言語での情報提供を一層進めるとともに、情報を実際に必要としている外国籍市民等に的確に届ける工夫にも力を入れること。

2-2: 地域における情報提供の推進に取り組むこと。提供された情報が十分に活用されるよう、行政と民間、NPOとの連携を進めること。

【2012年度（平成24年度）の取組】

1 京都市情報館における情報提供の推進

2012年度（平成24年度）から新たに、京都市のウェブサイト「京都市情報館」の英語版トップページにおいて、京都市が作成している多言語での防災パンフレット等のデータを掲載し、紙媒体だけでなくインターネットを通じた多言語での防災情報提供を推進している。

2 外国人向け生活オリエンテーション及び交流会の実施

2009年度（平成21年度）から、京都市国際交流会館において、新規に来日した外国籍市民が京都において安心して生活できるよう、来日直後に必要となる情報を提供するオリエンテーションと交流会を開催している。2009年度（平成21年度）は留学生のみを対象としていたが、2010年度（平成22年度）以降、外国籍市民一般を対象としている。

2012年度（平成24年度）は、京都の市民団体の協力を得て、催しの名称やチラシの作成・配布方法を改めるとともに、交流会には日本人にも積極的に参加してもらえるよう実施方法を工夫した結果、のべ参加者数は前年の245名から387名へ大幅に増加し、新規に来日した外国籍市民への情報提供の推進につながった。

【提 言 3】多文化共生等に関する市民意識調査について

現在、市民が多文化共生や国際交流について、どのような意識や考えを抱いているか調査すること。調査に際しては、日本国籍、外国籍を問わず、幅広い市民の意見を聴取すること。調査した結果を、今後の多文化共生施策推進の参考にしていくこと。

【2012年度（平成24年度）の取組】

市政総合アンケート「京都市の国際化について」の実施

2012年度（平成24年度）第2回市政総合アンケートを「京都市の国際化について」をテーマとして実施した。同アンケートは、外国籍の方も含めた京都市民3,000人を対象として実施した（P18に内容を掲載）。

【中間提言】災害時における外国籍市民等への支援策について（※2011年（平成23年）7月27日提出）

<概要>

- ・東日本大震災で明らかになった課題・教訓の確認
- ・市及び京都市国際交流協会の取組の総点検と、それに基づく改善
- ・具体的な防災行動の実践を促す取組について、外国籍市民等とも協働して実施

【中間提言を受けての2011（平成23）年度、2012（平成24）年度の取組】

1 避難所宿泊訓練・多言語支援センター設置訓練の実施（2012年（平成24年）10月13日、14日）

京都市国際交流会館において、京都市国際交流協会が近畿地域国際化協会連絡協議会と連携して、外国籍市民等を対象とした「避難所運営訓練」と災害時通訳・翻訳ボランティアを受け入れるための「多言語支援センター設置訓練」を行った。
（参加者 外国籍市民：60人 日本籍市民：80人 地域住民（栗田学区）の参加含む）

2 避難所運営マニュアル（雛形）の策定（2012年（平成24年）10月）

災害時に地域住民自らが避難所を開設し、運営が行えるよう、避難所運営マニュアル（雛形）を策定し、今後、地域住民との協働によりすべての避難所でマニュアル策定に取り組むこととしている。

同マニュアルにおいては、外国からの観光客や外国籍市民等を、配慮や支援の必要な災害時要配慮者として位置づけ、通訳の確保や多言語での掲示、図、イラストの使用など情報伝達の工夫、避難所生活での言葉、文化、生活習慣への配慮などを求めている。また、外国人は避難所における通訳等として重要な人材であることから、サポーターとして避難所運営に参画してもらうことの重要性についても言及している。

3 安心救急ステーション

2011年度（平成23年度）から、商店街、観光地の土産物店等、コンビニエンスストアを、「安心救急ステーション」に認定し、付近で救急事案が発生した際に、119番通報を行ってから救急隊が来るまでの間、応急手当などを行っていただき、市民や観光客等のより一層の安心安全を図る事業を実施している。ステーションには、4箇国語の外国人対応カードを配布している（2013年（平成25年）2月末現在、1,738ヶ所）。

4 大使館・領事館と連携した防災の取組

(1) 地域国際化協会等と領事館との連携事業（2011年（平成23年）11月8日）

大阪府立阿倍野防災センターにおいて、在阪の領事館スタッフや諸外国の関係者とともに防災訓練と情報交換を行った。（大阪府国際交流財団、大阪国際交流センター及び災害通訳ボランティア、近畿地域国際化協会連絡協議会（京都市国際交流協会を含む）と各国領事館が共同実施）

(2) 在京都フランス総領事館消防防災研修（2012年（平成24年）11月18日）

左京消防署において、総領事館職員が大規模災害や通常火災時における対応等についての研修を受講した。

5 International Student Day 国際学生交流会（2012年（平成24年）2月17日）

京都学生消防サポーターの協力を得て、母国で地震を経験したことのない留学生等を対象に、京都市市民防災センターにおいて災害を疑似体験してもらうとともに、南消防署を見学してもらう催しを実施した。

6 文化財防火デー消防総合訓練（2012年（平成24年）1月26日）

二条城において実施した文化財防火デーの消防総合訓練に、地域の外国人学校（京都市インターナショナルスクール、関西フランス学院）の児童・教員が参加した。

3 市政総合アンケート「京都市の国際化について」の実施

京都市では、毎年2回、3,000人の京都市民の皆様を対象に、京都市政に関するアンケート調査「市政総合アンケート」を行っています。本懇話会から提出された2011年度（平成23年度）提言3「多文化共生等に関する市民意識調査について」を受けて、京都市では、2012年度（平成24年度）第2回市政総合アンケートを「京都市の国際化について」をテーマとして実施しました。調査結果は、年度内に取りまとめられる予定です。

(1) 調査概要

- | | | |
|---|-------|---|
| ア | 調査テーマ | 京都市の国際化 |
| イ | 調査目的 | 本市の国際化の推進施策 |
| ウ | 調査対象 | 20歳以上の市民3,000人
(住民基本台帳から無作為抽出（外国籍市民も含む）) |
| エ | 調査方法 | 回答用紙への記入方式（郵送） |
| オ | 調査期間 | 2013年（平成25年）1月17日（木）～同年1月31日（木） |

(2) アンケート内容

問1 あなたは、今までに国際交流・国際協力に関してどのような経験がありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 海外旅行
2. 留学
3. 海外勤務、海外出張
4. 外国人の友人・知人がいる (いた)
5. 外国語や外国文化を勉強
6. 外国人と一緒に働いている (いた)
7. 外国人との交流イベント、国際セミナーなどへの参加
8. 国際協力やボランティア活動 (青年海外協力隊など)

問2 左京区蹴上にある京都市国際交流会館 (kokoka) を利用したことがありますか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

1. 利用したことがある
利用した目的について、具体的にお書きください。
()
2. 知っているが、利用したことはない
3. 知らないし、利用したこともない

問3 京都市には、9つの姉妹都市と3つのパートナーシティがあります。京都市の姉妹都市・パートナーシティを知っていますか。

※「パートナーシティ」とは、包括的な交流を行う姉妹都市提携とは異なり、民間レベルでの交流を主体とし、特定分野での交流を行おうとする都市間交流です。

1. 知っている (1都市でも可) 2. 知らない
姉妹都市・パートナーシティとして、知っている都市すべてに○をつけてください。

姉妹都市

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. パリ (フランス) | 2. ボストン (アメリカ) |
| 3. ケルン (ドイツ) | 4. フィレンツェ (イタリア) |
| 5. キエフ (ウクライナ) | 6. 西安 (中国) |
| 7. グアダハラ (メキシコ) | 8. ザグレブ (クロアチア) |
| 9. プラハ (チェコ) | |

パートナーシティ

- | | |
|-------------|---------------|
| 10. 晋州 (韓国) | 11. コンヤ (トルコ) |
| 12. 青島 (中国) | |

問4 あなたは、次のa～hの国際交流・国際協力に関心がありますか。もっともあてはまる番号に○をつけてください。

※「外国籍市民等」とは、日本国籍以外の国籍（以下、「外国籍」といいます。）の人、日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚により生まれたこともなど、日本国籍をもちながら、外国にルーツをもつ人、中国帰国者など、多様な文化的背景をもつ人々のことをいいます。

	とても 関心がある	すこし 関心がある	どちらとも 言えない	あまり 関心がない	まったく 関心がない
a. 外国の文化、習慣、伝統を知ることができる講座、イベントへの参加	5	4	3	2	1
b. 地域に住む外国籍市民等との近所づきあい (生活情報の交換、互いの文化の学びあいなど)	5	4	3	2	1
c. 外国語を学ぶ	5	4	3	2	1
d. 外国からのホームステイの受入（ホストファミリー）	5	4	3	2	1
e. 外国との文化、スポーツ、教育などに関する交流事業	5	4	3	2	1
f. 海外長期滞在（仕事、勉強、余暇など）	5	4	3	2	1
g. 外国で現地の人と交流（一般家庭、民宿などでの交流）	5	4	3	2	1
h. 国際協力やボランティア活動（青年海外協力隊など）	5	4	3	2	1

問5 日本に住む外国籍の方や外国からの観光客の方と日常的な交流がありますか。あてはまるものに○をつけてください。

1. 日常的な交流がある 2. 日常的な交流がない ア. 具体的な交流についてお書きください。 () イ. 交流のなかで助けられたこと、生活にプラスであると感じたことが（1. ある，2. ない） 「ある」とお答えの方は、具体的にお書きください。 () ウ. 交流のなかで困ったことが（1. ある，2. ない） 「ある」とお答えの方は、具体的にお書きください。 ()

問6 外国籍市民等がくらしやすく、活躍できるまちづくりを進めるために、外国籍市民等に次のa～eが期待されていると思いますか。もっともあてはまる番号に○をつけてください。

	とてもあると思う おも	すこしあると思う おも	どちらとも言えない い	あまりないと思う おも	まったくないと思う おも
a. 多様な文化、価値観の理解が進む たようぶんか かちかん りかいすす	5	4	3	2	1
b. 地域の活性化につながる ちいき かつせい か	5	4	3	2	1
c. 日本の文化や伝統を大切にしようとする気運が高まる にほんぶんか でんとう たいせつ きうん たか	5	4	3	2	1
d. 地域住民の減少や高齢化に歯止めがかかる ちいきじゅうみん げんしょう こうれい か は ど	5	4	3	2	1
e. 地域のルールへの意識が高まる ちいき いしき たか	5	4	3	2	1
f. コミュニケーションの必要性が高まり、地域のつながりが強まる ひつようせい たか ちいき つよ	5	4	3	2	1

問7 外国籍市民等が増えることで、地域社会に次のa～fの影響があると思いますか。もっともあてはまる番号に○をつけてください。

	とてもあると思う おも	すこしあると思う おも	どちらとも言えない い	あまりないと思う おも	まったくないと思う おも
a. 多様な文化、価値観の理解が進む たようぶんか かちかん りかいすす	5	4	3	2	1
b. 地域の活性化につながる ちいき かつせい か	5	4	3	2	1
c. 日本の文化や伝統を大切にしようとする気運が高まる にほんぶんか でんとう たいせつ きうん たか	5	4	3	2	1
d. 地域住民の減少や高齢化に歯止めがかかる ちいきじゅうみん げんしょう こうれい か は ど	5	4	3	2	1
e. 地域のルールへの意識が高まる ちいき いしき たか	5	4	3	2	1
f. コミュニケーションの必要性が高まり、地域のつながりが強まる ひつようせい たか ちいき つよ	5	4	3	2	1

問8 京都市として国際化を進めるにあたり、次のa～nの取組を進めるべきだと思いますか。
 もっともあてはまる番号に○をつけてください。

	とても 思う _{おも}	すこし 思う _{おも}	どちらとも 言えない _い	あまり 思わない _{おも}	まったく 思わない _{おも}
a. 外国への情報発信 _{がいこく じょうほうはっしん}	5	4	3	2	1
b. 外国からの観光客、留学生を増やすこと _{がいこく かんこうきゃく りゅうがくせい ふ}	5	4	3	2	1
c. 外国への留学のサポート _{がいこく りゅうがく}	5	4	3	2	1
d. 海外のイベント、国際会議の誘致 _{かいがい こくさいかい ぎ ゆう ち}	5	4	3	2	1
e. 外国企業の誘致 _{がいこく き ぎょう ゆう ち}	5	4	3	2	1
f. 国内企業の海外進出のサポート _{こくない き ぎょう かいがいにしんしゅつ}	5	4	3	2	1
g. 外国への専門家の派遣、外国からの技術者の受入など、 共同研究や技術協力 _{がいこく せんもん か は けん がいこく ぎ じゅつしや うけいれ きょうどうけんきゅう ぎ じゅつきょうりよく}	5	4	3	2	1
h. 外国人の就労の機会を増やすこと _{がいこくじん しゅうろう き かい ふ}	5	4	3	2	1
i. 多様な文化、習慣、言語を学ぶ機会の提供 _{た よう ぶん か しゅうかん げん ご まな き かい ていきょう}	5	4	3	2	1
j. 地域の行事やイベントに外国籍市民等が参加しやすい環 境づくり _{ち い き ぎょう じ がいこくせき し みんとう さん か かん きょう}	5	4	3	2	1
k. 地域のルールなど身近な情報を外国語で提供すること _{ち い き み ちか じょうほう がいこく ご ていきょう}	5	4	3	2	1
l. 案内標識、交通機関、公共施設、観光施設などにおいて、 外国語の案内を増やすこと _{あんないひょうしき こうつう き かん こうきょう し せつ かんこう し せつ がいこく ご あんない ふ}	5	4	3	2	1
m. 外国籍市民等への生活支援の充実（教育、福祉、医療、 相談事業など） _{がいこくせき し みんとう せいかつ し えん じゅうじつ きょういく ふく し い りょう そうだん じ ぎょう}	5	4	3	2	1
n. 日本文化や美しい景観など京都らしさを守り育てること _{に ほんぶん か うつく けいかん きょう と まも そだ}	5	4	3	2	1

問9 京都市の国際化についてご意見・ご提案がありましたらお書きください。

問 10 あなたがご覧になったことがある京都市の広報は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 市民しんぶん（全市版，区版）
2. 市バス，地下鉄，市施設などに掲示のポスター「京都市民ニュース」
3. 町内回覧，市施設などに設置の市政情報誌「きょうとシティグラフ」
4. 新聞などに掲載の市政広告（イベントの案内，市長対談など）
5. インターネットでの広報（京都市ホームページ「京都市情報館」など）
6. テレビでの広報（KBS 京都「京のまち」など）
7. ラジオでの広報（KBS 京都「ちょこっと情報☆京都」，エフエム京都「メイヤー・トークス☆キョウト」など）
8. 映画館での広報（「京都フラッシュニュース」）
9. 地域の京都市広報板などに掲示のポスター
10. 市のパンフレット，リーフレットなど

問 11 最後にあなた自身のことについておたずねします。

次の（ア）～（オ）について，それぞれあてはまるものひとつに○をつけてください。

- （ア）性別 1. 男 2. 女
- （イ）年齢 1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳代
6. 70歳以上
- （ウ）居住地 1. 北区 2. 上京区 3. 左京区 4. 中京区 5. 東山区 6. 山科区
7. 下京区 8. 南区 9. 右京区 10. 西京区 11. 伏見区
- （エ）職業 1. 自営業・自由業 2. 会社員・公務員など給与所得者
3. 主婦・主夫 4. 学生 5. 無職 6. その他
- （オ）母語 1. 日本語 2. 英語 3. 中国語 4. 韓国・朝鮮語
5. その他（ ）

次の（カ）について，あなた自身にあてはまるものすべてに○をつけてください。

（カ）

1. 外国籍である
2. 日本国籍であるが，言語や生活習慣の面で，外国にルーツをもっている（中国帰国者，帰国子女など）
3. 家族・親戚に1，2にあてはまる方がいる
4. 1，2，3以外

4 「京都市避難所運営マニュアル」について

京都市では、大規模災害時に地域住民自らが避難所を開設、運営できるよう、マニュアルを策定しました。

本懇話会からの2011年度（平成23年度）中間提言「災害時における外国籍市民等への支援策について」を受けて、同マニュアルには、外国からの観光客や外国籍市民等への避難所運営上の対応等が盛り込まれました。

災害時、避難所には、日本語を母語としない被災者もいることを踏まえ、通訳のできる住民やボランティアの確保、やさしい日本語や多言語での掲示板による情報提供等が求められます。

○ 避難所運営に際しての、外国からの観光客や外国籍市民等に対する配慮のポイント（「京都市避難所運営マニュアル」から抜粋・要約）

1 ことば

日本語を母語としない方に対して、必要となる情報を伝えるため、避難所において以下のような工夫が大切です。

- ・外国語のできる人がいるには、通訳として活動してもらう
- ・掲示にルビを振ったり、「やさしい日本語」を使用したりする

2 習慣・宗教・食事

以下のような、多様な生活習慣や文化を持った方がいることを想定して、避難所運営をすることが求められます。

- ・就寝・起床時間等の生活リズムや、話すときの声の大きさなど、生活習慣が異なる
- ・宗教上、お祈りの時間や場所が必要となったり、食事制限があったりする

3 情報提供

世界には地震の発生しない国や地域もあるなど、自然災害のあり方はさまざまです。災害時に外国からの観光客や外国籍市民等が混乱しないよう、特に以下のような事柄について、正しい情報や知識を伝えることが重要です。

- ・大使館、領事館、自国への連絡方法
- ・在留資格に関する手続き等の情報
- ・日本では、自衛隊や消防が災害救助において大きな役割を果たしているということ
- ・コミュニティFM等、災害時にはラジオが貴重な情報源となること

「京都市避難所運営マニュアル」は下記ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000131471.html>

5 「京都市地域外国人コミュニティ基礎調査」について

本懇話会では、2011年度（平成23年度）提言1「地域での多文化交流の推進について」において、「多文化共生の活動に取り組んでいる様々な団体・グループや外国籍市民等のコミュニティが、地域との交流を深め、より多くの参加者を得て、活動のすそ野を広げることを促す取組を進めること」を京都市に提言しました。

これを受けて、（公財）京都市国際交流協会では、京都地域で暮らす、外国籍市民等のコミュニティの実態調査を実施しました。各コミュニティに実施したインタビューからは、京都で暮らす外国籍市民等の生活の様子や、彼らの目に日本、そして京都の姿がどのように映っているかを知ることができます。

○「京都市地域外国人コミュニティ基礎調査」の報告書は下記ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.kcif.or.jp/HP/jigyo/koho/jp/community/>

○ 調査インタビューを実施した外国人コミュニティ一覧

1 京都宣教教会

メンバー：約150人（約9割が学生）

東福寺の近くにある、中国人留学生が多く集まる教会

2 京都PAGASAフィリピン人コミュニティ

メンバー：約70人（約8割が女性）

カトリック河原町教会を拠点として活動するフィリピン人コミュニティ

3 京都インマヌエル宣教教会

メンバー：29人（学生と社会人が概ね半数ずつ）

上京区にある、韓国人留学生等が集まる教会

4 シーヤンホン かい
夕陽紅の会

メンバー：15人（社会人女性^{にん しゃかいじんじょせい ちゅうしん}が中心）

中国帰国者二世^{ちゅうごく きこくしゃ にせい}とその支援者^{しえんしゃ ちゅうしん}を中心とするグループ。高齢化^{こうれいか}する帰国者一世^{きこくしゃいっせい}への支援^{しえん}に取り組んでいる。

5 がいこくじんじょせい かい
外国人女性の会 パルヨン

メンバー：80人（全員^{にん ぜんいん じょせい}が女性で，社会人^{しゃかいじん ちゅうしん}が中心）

日本^{にほん}で暮らす外国出身^{がいこくしゅっしん}の女性^{じょせい}への生活支援^{せいかつしえん}を行っているグループ

6 じんじょせい アニシャハリハ
インドネシア人女性コミュニティ An-nisa shalihah

メンバー：約50人（学生^{やく にん がくせい}が4割，社会人^{しゃかいじん}が6割）

インドネシア出身^{しゅっしん じょせい}の女性たちによる，交流^{こうりゅう}と情報交換^{じょうほうこうかん}を目的とするグループ

7 ざいきょう と りゅうがくせいせいねんかい
在京都ベトナム留学生青年会

メンバー：約120人（学生^{やく にん がくせい}が3分の2，社会人^{しゃかいじん}が3分の1）

ベトナム出身^{しゅっしん りゅうがくせい ちゅうしん}の留学生^{こうりゅう}を中心とした，交流^{じょうほうこうかん}と情報交換^{もくてき}を目的とするグループ

8 ロシアのクラブ

メンバー：十数人^{じゅうすうにん}

京都在住^{きょうと ざいじゅう}のロシア出身女性^{しゅっしんじょせい}たちが，自身^{じしん}の子どもにロシア語^ごを教えたり，各種^{かくしゆ}交流^{こうりゅう}や生活情報^{せいかつじょうほう}の交換^{こうかん}を行うグループ

9 かんさい がくいん
関西フランス学院A P E K

生徒数^{せいとすう}：78人（48家族^{かぞく}）

上京区^{かみぎょうく}の元待賢小学校^{もとたいけんしょうがっこう}にあるフランス政府公認^{せいふこうにん がっこう}の学校

10 きょうと きょうかい
京都インド人協会 Kyoto Indian Association

メンバー：15人（全員^{にん ぜんいん がくせい}が学生）

インド出身^{しゅっしん りゅうがくせい}の留学生^{こうりゅう}による，交流^{じょうほうこうかん}と情報交換^{もくてき}を目的とするグループ

11 ほうじん きょうと
NPO法人 京都コリアン生活センター エルファ

南区東九条^{みなみくひがしくじょう}を中心に市内4拠点^{ちゅうしん しな い きょてん}において，在日コリアン^{ざいにち}をはじめとする高齢者^{こうれいしゃ}支援事業^{えんじぎょう}や障がい者支援事業^{しょうしえんじぎょう}，多文化共生事業^{たぶんかきょうせいじぎょう}，子育て支援等^{こそだ しえんとう}に取り組んでいる。

6 京都市における外国籍の住民基本台帳登録者数

国籍別 外国籍の住民基本台帳登録者数

2012年（平成24年）12月末現在 単位（人）

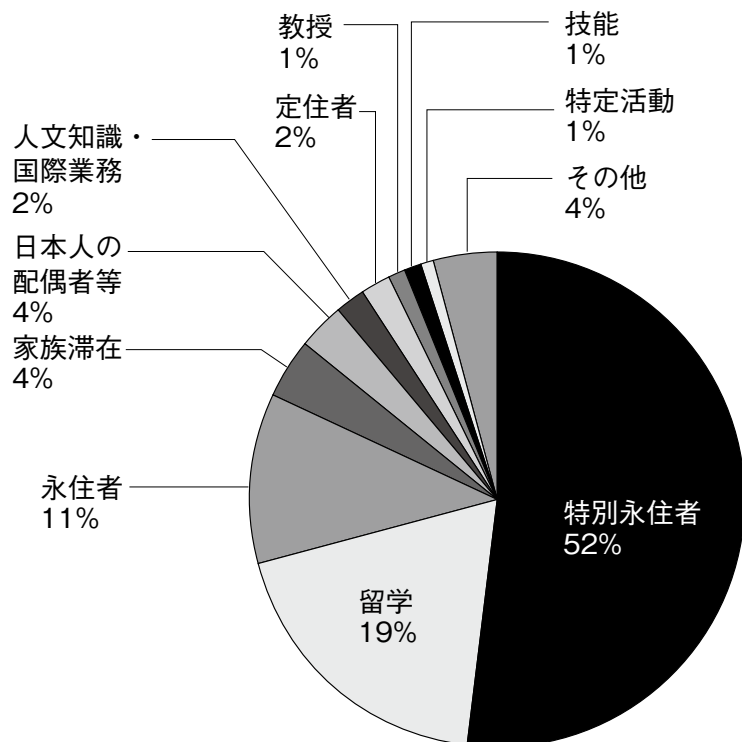
国籍（出身地）	登録者数	国籍（出身地）	登録者数	国籍（出身地）	登録者数
韓国	22,121	カンボジア	15	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	3
中国	9,486	キルギス	14	マダガスカル	3
朝鮮	1,882	アルゼンチン	13	ヨルダン	3
米国	951	オーストリア	13	リビア	3
フィリピン	881	ブルガリア	13	東ティモール	3
台湾	665	ラオス	12	アイスランド	2
タイ	369	コロンビア	11	ウルグアイ	2
フランス	358	チェコ	11	エクアドル	2
英国	322	チリ	11	キューバ	2
ベトナム	293	ウズベキスタン	10	スロベニア	2
インドネシア	286	サウジアラビア	10	セルビア	2
インド	248	ケニア	9	セルビア・モンテネグロ	2
オーストラリア	221	ジャマイカ	9	チュニジア	2
ドイツ	200	シリア	9	ニカラグア	2
ネパール	199	ガーナ	8	バーレーン	2
カナダ	196	ナイジェリア	8	ブルキナファソ	2
ブラジル	145	ギリシャ	7	ボツワナ	2
ロシア	136	クロアチア	7	モルドバ	2
マレーシア	116	スーダン	7	ルクセンブルク	2
イタリア	106	トンガ	7	エストニア	1
スウェーデン	81	ノルウェー	7	エルサルバドル	1
スペイン	76	ボリビア	7	オマーン	1
エジプト	73	アゼルバイジャン	6	ガボン	1
モンゴル	71	トルクメニスタン	6	ギニア	1
ペルー	65	ポルトガル	6	キプロス	1
ニュージーランド	64	モロッコ	6	グアテマラ	1
イラン	60	リトアニア	6	クウェート	1
バングラデシュ	48	アンゴラ	5	コスタリカ	1
ミャンマー	41	エチオピア	5	ジブチ	1
スイス	38	スロバキア	5	ジンバブエ	1
メキシコ	38	タンザニア	5	スワジランド	1
シンガポール	36	マリ	5	セーシェル	1
フィンランド	36	アルジェリア	4	ソロモン	1
オランダ	33	イエメン	4	ニジェール	1
スリランカ	32	カメルーン	4	パプアニューギニア	1
ルーマニア	31	グルジア	4	パレスチナ	1
アフガニスタン	29	コンゴ民主共和国	4	ブルネイ	1
ベルギー	29	ザンビア	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1
トルコ	28	パラグアイ	4	マラウイ	1
ハンガリー	25	ベネズエラ	4	モザンビーク	1
イスラエル	23	ベラルーシ	4	ラトビア	1
ウクライナ	22	イラク	3	リヒテンシュタイン	1
パキスタン	22	ウガンダ	3	レバノン	1
アイルランド	21	カザフスタン	3	無国籍・未確定	27
ポーランド	20	セネガル	3	合計	40,676
デンマーク	16	ドミニカ共和国	3		
南アフリカ共和国	16	ホンジュラス	3		

ざいりゅう し かくべつ がいこくせき じゅうみん き ほんだいちょうとうろくしゃすう
在留資格別 外国籍の住民基本台帳登録者数

ねん へいせい ねん がつまつげんざい たん い にん
2012年（平成24年）12月末現在 単位（人）

ざいりゅう し かく 在留資格	にんずう 人数
とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者	21,116
りゅうがく 留学	7,655
えいじゅうしゃ 永住者	4,739
かぞくたいざい 家族滞在	1,501
にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	1,385
じんぶん ちしき こくさいぎょう む 人文知識・国際業務	822
ていじゅうしゃ 定住者	682
きょうじゅ 教授	649
ぎのう 技能	345
とくていかつどう 特定活動	288
その他	1,494
そうすう 総数	40,676

きょう と し ざいりゅう し かくべつがいこくじんとうろくしゃすう
京都市における在留資格別外国人登録者数



きょうと し たぶんか し さくこん わ かい い いん
京都市多文化施策懇話会 委員

けいしょうりやく ご じゅうおんじゅん
(敬称略・五十音順)

	し めい 氏 名	しよくめい こくせき 職名又は 国籍・ルーツとなる国
しめいいいん 指名委員	あり た みち よ 有田典代	とく ひ えい かんさいこくさいこうりゅうだんたいきょう ぎ かい り じ (特非営) 関西国際交流団体協議会 理事 こうざい きょうと し こくさいこうりゅうきょうかい り じ (公財) 京都市国際交流協会理事
	かたやまゆき お 片山幸雄	ざい きょうと きょうかい (財) 京都ユースホステル協会ユースホステル部長 きょうと し う た の しやちやう 京都市宇多野ユースホステル所長
	かわ た よう こ 河田洋子	こうざい はは がくせい かい きょうと し ぶ こくさいじょ しりゅうがくせい (公財)「母と学生の会」京都支部 国際女子留学生センター かんちやう 館長
	しば た しげのり 柴田重徳	きょうと し こくさいこうりゅうかいかんかんちやう 京都市国際交流会館館長 こうざい きょうと し こくさいこうりゅうきょうかい り じ (公財) 京都市国際交流協会理事
	にしおかしょう こ 西岡正子 ※ 座長	きょうと し だんじよきやうどうさんかく かんちやう 京都市男女共同参画センター館長 ぶつきやうだいがくきやういくがく ぶ きやうじゆ 佛教大学教育学部教授
こうばいいいん 公募委員	かんなお こ 姜直子	に ほん [日 本]
	きむじゅまん 金周萬	かんこく ちやうせん [韓国・朝鮮]
	シガル・オレーナ	[ウクライナ]
	ジョージ・プリマベラ	[フィリピン]
	ちやう けん 張 健	ちやう こく [中 国]
	ふく い よしさだ 福井義定	に ほん [日 本]
	ポンキワラシン・プラー	[タ イ]

- ☐ 任期は平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間
☐ 指名委員は市長が適当と認めた者を委嘱
☐ 公募委員は市民から公募により選出

きょうと し たぶん か しざくこん わ かいせつ ちようこう
京都市多文化施策懇話会設置要綱

せつ ち
(設置)

第1条 本市における外国籍市民等の市政への参加を推進し、国籍や文化の違いを超えてお互いを理解し、尊重し合う多文化共生社会を構築するため、多文化共生施策に関する諸問題について調査、審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を述べる機関として、京都市多文化施策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

しやうじ じこう
(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について調査、審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 多文化共生施策に関すること。
- (2) その他市長が必要とする事項

そしき
(組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 委員のうち、7名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。
- 3 公募により選出する委員は、本市の区域内に居住地を有する、又は本市に通勤、通学している者から選出することとし、委員の資格及び選出方法は、総合企画局長が定める。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、1期に限り再任されることができる。
- 6 委員は、特定の国、民族、地域等を代表するものではない。

ざちょう
(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

かいぎ
(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができる。
- 5 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

しよ む
(庶務)
だい じょう こん わ かい しよ む そうごう き かくきょく おこな
第6条 懇話会の庶務は、総合企画局において行う。

た
(その他)
だい じょう ようごう さだ こん わ かい うんえい かん ひつよう じ ごう そうごう き かくきょくちよう
第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総合企画局長が
さだ
定める。

ふ そく
附 則
し ごう き じつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成 10 年 7 月 17 日から施行する。

にん き とくれい
(任期の特例)

2 この要綱の施行以後、最初に委嘱される委員は、第3条第4項の規定にかかわらず、
にん き へいせい ねん がつ にち
任期は、平成 12 年 3 月 31 日までとする。

けい か そ ち
(経過措置)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。

ふ そく
附 則
ようごう へいせい ねん がつ ついたち し ごう
この要綱は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則
ようごう へいせい ねん がつ ついたち し ごう
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ふ そく
附 則
ようごう へいせい ねん がつ にち し ごう
この要綱は、平成 22 年 1 月 18 日から施行する。

ふ そく
附 則
ようごう へいせい ねん がつ にち し ごう
この要綱は、平成 24 年 1 月 19 日から施行する。

きょうと し たぶん か し さくこん わ かい
京都市多文化施策懇話会
ねん ど へいせい ねん ど ほうこくしょ
2012年度（平成24年度）報告書

ねん へいせい ねん がつはっこう
2013年（平成25年）3月発行

きょうと し たぶん か し さくこん わ かい
京都市多文化施策懇話会

じ む きょく きょうと し そうごう き かくきょくこくさい か すいしんしつ
事務局：京都市総合企画局国際化推進室

きょうと し なかぎょう く てらまち お いけあが かみほんのう じ まえちよう ばん ち
〒604-8571 京都市中京区寺町御池上る上本能寺前町488 番地

TEL075-222-3072 FAX075-222-3055

E-mail:kokusai@city.kyoto.jp